

第 2 号 議 案

目的積立金の積立目標額・取崩基準の変更について

定款第 65 条に基づく目的積立金である「信用事業基盤整備強化積立金」は、平成 2 年開催総代会において、金融自由化（金融ビッグバン）等への対応を目的として、システムへの投資等サービス充実に支出するため創設されたものである。

しかし、近年の金融環境激変など金融機関には様々なリスクへの対応と将来の展望に向けた戦略的かつ柔軟な投資活動を行う必要性が増している。

このため、積立目標額を明確にするとともに、取崩基準を変更する。

変 更 後	現 行
(積立目標額) <u>29 億円</u>	(積立目標額) <u>各事業年度末貯金残高×1.5/1,000</u>
(取崩基準) <u>信用事業における様々なリスクへの対応と将来のシステム化・サービス充実のための諸対応のために支出できるものとする。</u>	(取崩基準) <u>信用事業の改善発展のための支出は、信用事業の機械情報化・サービスの充実及び金融ビッグバン等への諸対応のために支出できるものとする。</u>

※ 信用事業基盤整備強化積立金における現行の積立目標額は、「毎年」積み立てる目標額であるが、他の目的積立金においては最終的に積み立てるべき目標額という意味で使用しており、信用事業基盤整備強化積立金においても最終的に積み立てるべき額を目標額として、意味と表現の整合を図った。